

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成三十年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ココカラファイン橿原栄和町店

所在地 橿原市栄和町三一一ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成三十年十二月七日から平成三十一年一月七日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで